

特定非営利活動法人  
かながわ環境カウンセラー協議会(KECA)  
定 款

第一章 総 則

[名称]

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 かながわ環境カウンセラー協議会（英文名称；Kanagawa Environmental Counselors Association， Nonprofit Organization. 略称 KECA）と称する。

[事務所]

第2条 本法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第二章 目的および活動

[目的]

第3条 本法人は、「21世紀は、社会のすべての構成員が、環境保全に積極的に参加し、自然と人間がみごとに共生する“環境の世紀”」とするため、国民生活、産業活動、さらに国際社会を見直し、中立かつ公正な立場を保持しつつ、市民、企業および行政とのパートナーシップの形成に努め、環境保全活動及び経済活動の活性化を図る活動を推進することを目的とする。

[特定非営利活動の種類]

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）における次の活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動

[事業]

第5条 本法人は、前条の特定非営利活動に関する次の事業を行う。

- (1) 環境経営支援事業
- (2) 環境教育事業
- (3) 地域の事業者に対する支援事業
- (4) 自然環境保全事業
- (5) その他、本法人の目的を達成するために必要とする事業

第三章 組織および役員

[会員]

第6条 本法人の会員は、本法人の目的および事業に賛同し、原則として神奈川県内に在住するか、または県内に勤務もしくは活動する個人または団体で、次の2種とする。

- (1) 正会員は、環境省の定める環境カウンセラー制度登録者または本法人の目的に賛同して入会した個人とし、正会員をもって表決権を有する法上の社員とする。
  - (2) 賛助会員は、本法人の行う事業に賛同し、活動を支援する個人または団体とする。
- 2 会員は、自主的取組みを基本とし、本法人の活動に主体性と責任をもって参加する。
  - 3 本法人に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出する。理事長は正当な理由がない限り申込者の入会を認めなければならない。
  - 4 入会申込者の本法人への入会を認めないときは、理事長は速やかにその理由を記した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
  - 5 会員は、総会において別に定める入会金、年会費を納入する。なお、退会したときは、納入された入会金、年会費およびその他拠出金品等お返還されない。
  - 6 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとする。
    - (1) 書面による退会の届け出のあったとき
    - (2) 本人が死亡または会員である団体が消滅したとき
    - (3) 会費を2年以上滞納し、会員を継続する意思が確認できないとき
    - (4) 除名されたとき
  - 7 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、正会員総数の2分の1以上の出席者をもって開催される総会において、出席正会員の4分の3以上の同意をもって除名することができる。ただし、除名の議決の前にその会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
    - (1) 本法人の名誉を著しく傷付けたとき
    - (2) 本定款等に違反した行為があったとき
  - 8 会員は、本法人での活動の成果等を理事会の承認を経た後、外部に使用または公開することができる。

#### [役員の種類]

第7条 本法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上、30名以内
  - (2) 監事 1名以上、2名以内
- 2 理事のなかから理事長1名、副理事長1名以上3名以内を置く。

#### [役員を選任]

第8条 役員は、総会において正会員のなかから選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

#### [役員業務]

第9条 理事は、理事会を組織し、本定款の定めるところに従い、総会の議決に基づき、本法人の運営に責任を持ち業務を執行する。

- 2 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。副理事長は、理事長を補佐する。理事長に支障のある

ときは、理事長があらかじめ指名した順序に従い、その業務を代行する。

### 3 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事および理事会の業務の執行状況を監査すること。
- (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前第1号および第2号の監査の結果、本法人の業務または財産に関し不正行為または法令もしくは本定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前第3号を報告するため、必要があると判断した場合には、理事長に総会の招集を請求するか、または総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況、または本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

### 4 監事は、本法人の理事または職員を兼ねてはならない。

## 【役員任期】

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長、副理事長、監事の任期は、継続して2期までとする。

3 役員任期による補充のため、または増員により就任した役員任期は、前任者または現任者の任期の残余期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その業務を遂行しなければならない。

## 【役員欠員と補充】

第11条 理事または監事は、その定数の3分の1を超える欠員が生じたとき、遅滞なくこれを補充しなければならない。

## 【役員解任】

第12条 役員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において出席正会員の4分の3以上の議決により解任することができる。ただし、この場合その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、その業務の遂行に堪えないと認めるとき
- (2) 業務上の義務違反その他、本法人の役員として相応しくない行為があったとき

## 【役員報酬等】

第13条 役員は、役員総数の3分の1以下の範囲内において報酬を受けることができる。なお、報酬等に関する必要事項は、総会の議決を経て理事長がこれを別に定める。

2 役員は、その業務を執行するために要した費用を請求することができる。

## [事務局]

第14条 本法人は、事務局長その他事務職員を置くことができる。

- 2 前項の事務局長および職員の任免は、理事長が行う。
- 3 事務局長は、理事長を補佐し本法人の庶務を行う。
- 4 事務局は、定款ならびに事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等(以下「事業報告書等」という)、役員名簿、会員名簿、総会および理事会議事録等を閲覧できるよう備えて置かなければならない。
- 5 事務局内に総務、法務、企画、会計、会員管理等の運営担当職員を置くことができる。

## 第四章 会議

## [会議の種類および議事録]

第15条 本法人の運営に関する会議は、総会および理事会とし、必要に応じて委員会または部会等を設置することができる。

- 2 会議の内容は、議事録に記録し、事務局に保管する。

## [総会]

第16条 総会は、通常総会と臨時総会とし、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 通常総会は、毎年の事業年度終了後3か月以内に理事長が招集する。
- 3 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 本法人の解散、合併に関する事項
  - (3) 役員を選任に関する事項
  - (4) 事業計画および収支予算の承認に関する事項
  - (5) 事業報告および収支決算報告の承認に関する事項
  - (6) 入会金、年会費等に関する事項
  - (7) 長期借入金に関する事項
  - (8) 役員報酬に関する事項
  - (9) その他本法人の運営に関する重要事項および理事会が総会に付議する必要があると判断した事項

4 総会は、以下の事項について理事会から報告を受ける。

- (1) 運営に関する細則の制定およびその改廃に関する事項
  - (2) その他理事会が総会に報告する必要があると判断した事項
- 5 理事長は、次の各号のいずれかに該当する臨時総会招集の請求があった場合、請求の30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
    - (1) 理事会が請求したとき
    - (2) 正会員総数の5分の1以上が、招集目的を記した書面により請求したとき
    - (3) 監事が請求したとき

- 6 監事は、第9条第3項第4号の規定により、臨時総会を招集する。

- 7 総会を招集するときは、会議の日時、場所、招集目的および審議事項を記載した開催通知書を、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 8 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のなかから選出する。

#### [総会の議決事項]

第17条 総会の議決事項は、第16条第7項によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、本定款に規定するものを除き、出席した正会員の過半数の同意をもって決定とする。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決（以下「書面表決者」という）するか、または委任状により他の正会員を代理人として表決（以下「委任状表決者」という）することができる。なお、書面表決者または委任状表決者は総会の出席者とみなす。
- 4 総会の議決事項に特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

#### [総会の議事録]

第18条 総会の議事内容は、総会において選任された2名の書記により、議事録に記録しなければならない。議事録には次の事項を記載する。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席正会員数（書面表決者および委任状表決者数を付記する）
- (3) 審議事項
- (4) 審議経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名者の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名者2名が署名と押印をしなければならない。

#### [理事会]

第19条 理事会は、理事をもって構成する。理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事会は、本定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決事項の執行に関する事項
  - (3) 委員会、部会等の設置および解散に関する事項
  - (4) その他本法人の運営および執行に関する事項
- 3 理事会は、次の各号の一に該当するときは、理事長が招集する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 複数の理事から招集の請求があったとき
  - (3) 監事から招集の請求があったとき
- 4 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。なお、出席できない理事は、開催通知に対し、書面または委任状の提出をもって出席したものとする。
- 5 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長である理事長の決するところ

による。

- 6 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 7 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。
- 8 理事会が必要と認めた場合には、役員以外の会員も理事会に出席し、意見を述べるができる。ただし、議決には加わることはできない。
- 9 理事会の議事内容は、理事会において選任された書記により、議事録に記録しなければならない。  
議事録には、次の事項を記載する。
  - (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数および出席理事数（書面表決者および委任状表決者数を付記する）
  - (3) 審議事項
  - (4) 審議経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名者の選任に関する事項
- 10 議事録には、議長および理事会において選任された議事録署名者2名が署名と押印をしなければならない。

#### [委員会および部会等]

- 第20条 理事会の議決を経て、事業遂行のための委員会または部会等（以下「委員会等」と言う）を設置する。
- 2 会員は、何れかの委員会等に極力全員が参加するものとする。
  - 3 委員会等の長は、理事または正会員のなかから理事長が委嘱する。
  - 4 委員会等の設置および運営は、別に定めるところによる。
  - 5 委員会等の長は、活動計画、組織、活動状況および活動成果については、理事会に報告しなければならない。

#### [協働活動]

- 第21条 本法人と関係機関または団体等との協力または共同して行う協働活動の実施に当たっては、相手機関または団体との間で取決めを行う。その取決めの内容は、理事会の承認を受けなければならない。

### 第五章 資産および会計

#### [資産の構成]

- 第22条 本法人の運営のための資産は、次の号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金および年会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収入

- (5) 事業活動に伴う収入
- (6) その他の収入

#### 【資産の管理】

第23条 本法人の資産は、別に定めるところに従い、理事長が管理する。

#### 【会計原則】

第24条 本法人の会計は、次に掲げる原則に従い行うものとする。

- (1) 収入および支出は、毎事業年度に策定する予算に基づき行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従い、正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表および収支計算書は、会計簿に基づいて収支および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準および手続きについては、毎事業年度を継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

#### 【事業年度】

第25条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

#### 【事業計画および予算】

第26条 本法人の年度事業計画および収支予算は、理事長の指揮において事務局が作成し、理事会にて審議し、総会の議決を経なければならない。

#### 【暫定予算】

第27条 前条による予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じた収入および支出ができる。なお、この収入および支出は、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。

#### 【事業報告書等】

第28条 本法人の事業報告書等は、毎事業年度ごとに作成し、理事会の審議、理事長の確認後、監事の監査を経て、通常総会に報告し、承認を得なければならない。

- 2 総会の承認を受けた事業報告書等、法第二十九条で定める書類は事業年度終了後3か月以内に所轄庁に提出しなければならない。

### 第六章 定款の変更、法人の解散および合併

#### 【定款の変更】

第29条 本定款を変更しようとするときは、総会において出席正会員の4分の3以上の議決を得なければな

らない。

2 本定款は、次の事項の変更以外は所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わない場合に限る)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

#### [解散]

第30条 本法人は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定または所轄庁の認証取り消し

2 第1項第1号の事由による解散は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由による解散は、所轄庁の認定を受けなければならない。

#### [合併]

第31条 本法人が他の特定非営利活動法人と合併しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

### 第七章 雑 則

#### [公告の方法]

第32条 本法人の公告は、本法人の別に定める掲示場に掲示するとともに、本法人の会報および神奈川新聞に掲載する。

#### [細則]

第33条 本定款の施行に必要な細則等は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。細則の制定およびその改廃は総会にて報告する。

### 附 則

1. 本定款は、本法人の成立の日から施行する。
2. 本法人の設立当初の役員任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年6月30日迄とする。
3. 本法人の設立当初の事業年度は、第25条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成12年3月31日迄とする。



4. 本法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第26条の規定にかかわらず、平成11年6月26日開催の設立総会における議決によるものとする。
5. 本法人の設立当初の入会金および年会費は、第6条第5項の規定にかかわらず、次の額とする。
  - (1) 入会金 4,000円
  - (2) 年会費 6,000円
6. 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 志賀正良	理事 小竹重一	理事 富永道彦
副理事長 先崎 武	理事 阪上律子	理事 古屋善啓
副理事長 岸川浩一郎	理事 佐久間精一	理事 前田正樹
副理事長 古谷聖司	理事 坂本茂實	理事 松尾正子
理事 飯島祥悟	理事 嶋田和夫	監事 北見誠一
理事 河内佐十	理事 杉村慶一郎	監事 高橋 信
理事 川崎英憲	理事 武部正彦	

## 附 則

この定款は、平成13年 7月 1日から施行する。

## 附 則

この定款は、平成14年 1月 9日から施行する。

## 附 則

この定款は、平成17年 11月 15日から施行する。

## 附 則

この定款は、平成19年 5月 26日から施行する。

## 附 則

この定款は、平成21年 1月 6日から施行する。

## 附 則

この定款は、平成 23年 4月 22日から施行する。

## 附 則

この定款は、平成 28年 1月 7日から施行する。